

議 事 日 程

令和元年11月15日（金曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第76号 工事請負変更契約の締結について

出席議員（7名）

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	神戸誠
参事	安江誠	総務課長	伊藤保夫
村民課長	今井明德	産業振興課長	今井稔
地域振興課長	桂川憲生	建設環境課長	有田尚樹
教育課長	安江任弘	保健福祉課長	安江透雄
診療所事務局長	河田孝	会計管理者	今井英樹

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局次長	安江由次
---------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから令和元年第 3 回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定によって、1 番 安江真治君、2 番 安保泰男君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

◎議案第 76 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第 3、議案第 76 号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

診療所事務局長 河田孝君。

○診療所事務局長（河田 孝君）

議案第 76 号 工事請負変更契約の締結について。次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。令和元年 11 月 15 日提出。東白川村長。

記 1. 契約の目的、東白川村国保診療所及び老健施設外構 2 期工事。2. 契約の方法、随意契約。
3. 契約の金額、変更前 6,182 万円、変更後 5,674 万 9,878 円。4. 契約の相手方、東白川村越原 1351 番地、株式会社立保、代表取締役 安江将利。5. 工事の場所、東白川村五加下野地内でございます。

議案の説明資料のほうをごらんください。

議案第 76 号 工事請負変更契約の締結についての説明資料でございます。

契約の目的から工事の場所までにつきましては、ただいま朗読したとおりでございますので、割愛をさせていただきます。工事請負契約の変更についての説明を申し上げます。

当初の額と、それから変更設計のほうの額が増減額というふうにして並んでおりますが、最初、上につきましては、これは設計ベースの金額でございます。当初工事価格5,910万4,000円、消費税が591万400円で合計6,501万4,400円の設計金額でございました。変更設計につきましては、工事価格が5,424万9,000円、消費税542万4,900円、合計5,967万3,900円で、534万500円の減額ということでございます。

今度は契約ベースのほうでございますが、請負率が95.1%ということございましたので、入札額が5,620万円、消費税が562万円、契約額が6,182万円の当初の契約でございました。変更後につきましては、5,159万799円、変更消費税が515万9,079円、変更契約額が5,674万9,878円ということで、請負額につきましては507万122円の減ということでございます。

今回、精算の契約変更ということでございますので、工事別の主な増減額分ということでちょっと資料をつけ足させてもらっております。

最初の残土処理工でございしますが、請負額の変更が402万2,190円の減でございます。これにつきましては、処理単価の変更でございしますが、残土処理の場所が当初の設計では指定の金山で計算をしておりましたけれども、最寄りで残土処理が可能であったということで安価に済ますことができております。

2番の側溝工につきましては、請負額は257万1,364円の減額でございます。これにつきましては、施設の北側の側溝を既製品のものに変更したというようなことで、これも減額となりました。

3番の車どめのポスト工でございしますが、請負額が29万6,208円の増でございます。これにつきましては、診療所の建物周りの側溝から進入しないように、車が、ポールとチェーンを設置したものでございます。

それから、植栽工でございしますが、請負額47万5,821円の減額でございます。これは、植栽品目の減ということで47万5,000円ほどの減額となっております。

それから5番目に既設プールの水抜き工としておりますが、これにつきましては、当初から議会のほうからも再三御指摘を受けておりましたプールの処分でございますけれども、当初の外構工事の中で金額がちょっと大きくなるというようなことでなくしておりましたが、今回プールの水を抜いて、あと近づかないようにというような処置をするような工事をさせていただくということがめどがつきまして、先般の議運のほうでもお話をさせてもらったとおりでございますけれども、これをつけ加えさせていただいたということで、166万333円ほど増額となっております。

その合計額で全体では507万122円の減ということでございますし、一番下のこの511万2,834円というのでございますが、これにつきましては、この主な増減額分の合計ということでございますので、ちょっと資料としてつけております。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

5番の既設プールの水抜き工のことですが、2日前に現場へ行ったら、立保さんがポンプで水を抜いていたんですけども、水を抜くだけではまた雨が降ったりするとまた水がたまってしまって同じことの繰り返しだと思うんですけども、水がたまらない方法というのもこれからされるんでしょうか。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○診療所事務局長（河田 孝君）

ポンプで水を抜いたのは、とりあえずあそこが満水ぐらいたまっていたので、ポンプで水を抜く準備をしていただいたということで、それと1カ所、ちょうどプールの一部を壊しまして、そこから水が出るように行うような予定でございますので、要は流水のような格好になると思いますが、たまってまた抜けていくというようなことを考えておまして、そこにフィルターをつけてごみの処理もできるようにするというようなことで、そんな工事になろうかと思っておりますので、ただ水を抜いてそのままということではないですので、ちょっとそんな内容の工事になろうかと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

水を抜いたらそこが穴になるわけですが、全協かどこかで2番議員が質問したことがあると思うんですけど、柵をどうするかというお話で、柵をつけるかつけないか、あそこに入らないように、子供たちももしかしたら行くかもしれないし、そういう柵というのはまだ考えていらっしゃるということですか。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○診療所事務局長（河田 孝君）

今回の追加分で、当初フェンスをという話もあったんですが、フェンスだと今度行き来がちょっと不便になるというようなこともあったので、プールの周りによくいを立てまして、そこにロープを渡しまして、そのロープに黄色い赤い小旗をつけまして、近づかないようにというようなことでポールについては1メートル70ぐらいの高さになろうかと思っておりますけど、そうしたものを今回の工事に含めておりますので、一応、ずっとぐるりと周りはそうしたくいとロープと旗で目立つようにして、近づかないようにというようなことを考えております。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

今の外構工事のほうの質問をさせていただきますけれども、先般実際に診療所にかかったときに、終わったのは6時だったんですけれども、外へ出ましたら真っ暗で駐車場に行くのに足元が見えない状況であったんですけれども、お年寄りの方とか車椅子の方だと本当に下が見えない状態で車に寄りつくのが難しいんじゃないか。それとやはり防犯上というか安全上、あそこに外灯なんかをつけられるような計画をしてみえるのか、そこら辺をお伺いしたいです。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○診療所事務局長（河田 孝君）

今の現在の考えでいきますと、防犯灯というか外灯といったものは考えておりません。ただ、先ほど村長が申しましたように、今、使い始めてまだ1カ月たっていませんけど、それも含めているような不便をおかけしておるようなところについては、いろんな意見もいただきながら、今後、優先順位もつけて対応していきたいというようなことも考えてございますので、時期的にちょうど今もう5時になると真っ暗になるような状況でございますので、建物周りにはずうっと電気がつくようになっておりますし、看板のところも6時から9時までは看板に照明が入りますので、今のところではそんなような状態でございますけれども、また今後検討させていただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

この議案のちょっと根本的な議案としての質問になると思いますけれども、今回の請負契約の変更について決議を求めるといってこうやって提出されたわけですが、この変更というのはここで認めてからあえてこの変更の工事が可能になるものなのか、認め前からこの工事が可能であるものなのかということについて、どういう工事との、実際に現場で行われる工事の進捗とのかかわり合いについて、今回こういう形で提案されているわけですが、これについてお答え願えないかと思います。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○診療所事務局長（河田 孝君）

今回の契約の変更につきましては、精算ということで主な変更点につきましても、全て終わっているような状況でございますので、本来であれば契約変更の承認をいただいて、事を進めるという

のが筋になろうかと思えますけれども、もしそれをやった場合に細かな変更点もたくさん出てきますので、その都度、金額に絡むようなものが、例えば軽微には違いないんですけれども、駐車場の白線を1本引かないとか、こっちに1本ふやすとかというものでも全部変更になってきますので、その都度、変更契約をして議会を開いていただいとということになりますとかなり、工事も中断しなければなりませんし、毎回毎回そういったようなことを何回何回も繰り返していくということは時間的にどうしてもかかってしまうということがありますので、そうなりますと請負業者さんのほうにも工期の延長とかいったようなことで御迷惑をかけざるを得ないというようなことにもなりかねませんので、当然施工業者、それから監理のほうとも協議をして、こちらは指示を出したり協議をしながら工事のほうは進めてきております。

今回のプールについては、当初の計画にもちろんなかったものでございますけれども、それにつきましても工期との絡みもございまして、この前、議運のほうではお話をさせてもらってやっていきたいというようなことで、御承認をいただいたというような解釈で一応、早計だったかもしれませんが、こちらとしてはこちらの責任でそうやって進めてきたというようなことで、今回は精算の契約変更ということでここに出ております残土処理についても全部そうなんですけれども、実際は済んでしまっておることでございますので、そこを御理解いただければなというふうには考えてございます。

○議長（樋口春市君）

参事 安江誠君。

○参事（安江 誠君）

工事の関係なんです、国交省のほうから発注者・受注者間における建設業法令の遵守ガイドラインというのが出ておまして、追加工事等に伴う追加変更契約のことが出ておまして、原則としましては、今議員がおっしゃられたように、追加工事等につきましては、着工前に書面による契約変更を行うことが必要になります、2としまして、追加工事等の内容が直ちに確定できない場合、この件は今、このことについてはそのことが書いてあるわけなんです、直ちに確定できない場合につきましては、追加工事等の具体的な内容、作業内容等を記した書面を追加工事等の着工前に受発注者間で取り交わしまして工事を継続して、内容が確定後、遅滞なく変更契約の手続を行うことが必要ということになっておまして、これが多分恐らくのところもありますが工事が円滑に実施できるようにという配慮で柔軟な配慮がされておるかなというふうに思います。

これは、直ちに確定できない場合ということですが、軽微な工事変更につきましても、ほかの町村ですと1割以下の工事については議決を要しないような旨、うちではありませんけれども、定めるところもございまして、こういった柔軟な対応もあるということで御理解を、工事を円滑に進めるための処置ということをお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今おっしゃったように、確かに変更することを議会との時間的なこと、どっちが前にあるべきかということについては円滑に工事を進めるために、一々議会の手続をとらないということに関しましては、今の説明で十分理解できました。

ただし、今回の工事というのは長期にわたってやっていく、短期でやっていく工事ではなく、長期にわたっている工事がどうしても施工しながら現場で見合わせながら設計変更が行われてきたという経緯があるんですが、やはりこれだけの大きな工事の中で、逆に現場でどんどん出てくるよという説明もわからんでもないんですが、もっともっと、この大きな工事ですからもっと慎重に設計をし、これほどの今回でいうと、割と大き目な変更がこの段階において出てくるということなんかを伺いますと、仮に変更があるとしてももっと早くその変更というものを見通せなかったかということだけ1点、ちょっと心配するわけですけど、この見通しに対してもう少し早く変更の契約で、工期に余裕を持って最終的な工期を終えることができなかったかということに関するお考えをちょっと伺いたいと思います。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○診療所事務局長（河田 孝君）

工期については延期はしておりませんので、工期内で全部済むというようなことでございますし、工期を延ばしてまでやるという追加工事ではございませんので、それが1つと、それから見通しのことなんですが、先ほどもちょっとお話ししましたように、プールの処置についてはいずれやっていかなければならないというのは当初からの話でございましたので、今回工事の契約枠内でおさまるというようなことで、また今回の工事以降にまたやるということになると、今の工事よりも高くなってしまうというのが当然出てきますので、この工事内でやるということが一番ベストではないかというようなことで、ただ当初からどれぐらい、今の増減額がはっきりとしておりませんでしたので、それも踏まえて今回入れさせてもらったということで、時期的に大変遅くなってしまったということはあるかもしれませんが、そこのところは全く申しわけない話ですけれども、今の時期になってしまったということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今、おっしゃられた中で、当初の予算より内枠でおさまるから、あえてこの機会にやっけおとうと言われた意味も多少わかります。でも、先ほど、例えば外灯をどうするかというような話のときには、じゃあ今後考えていきますというような話になりました。

でも、こういう大きな変更の場合ですと、どっちもできれば議会のほうに早目に提案していただいて、じゃあせつかく契約変更をするんですから、今の時点で入っていなかったこれを今回の工期

に間に合わせるような変更ってできませんかというような協議も本来でしたら可能ではなかったか
と思いますので、例えば、さっき村長が冒頭でおっしゃられたように、今後使い勝手を調査しなが
ら変更されていくという場合におきましても、たまたま工期と予算に余裕があったから早々にやり
ました。じゃあ、次に新たなことはじっくりといきますということだと、その2つに矛盾が生じ
るような気がしますので、今回のことと同じように変更しなければならないということが起こった
際には、できる限り速やかに変更されていけないかということをちょっと願うわけですが、これに
ついてのお考えだけ最後お答え願えれば。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

工事を住民の利益、金額をしっかりと使って、しっかりとというのは適正に使って、工事を執行する
責任が行政側にはありますので、その観点でいえば、今回の措置は瑕疵はなかったと思っておいま
す。今後も、例えば土木工事をやっております、きょうも1つ決裁しましたけれども、水道の貯
水池の泥が予定より多かったので増額変更したいという場合があります。これなんかは、それがわ
かった時点でちゃんと書類的な決裁をして、予算がなかったらやれませんが、予算の枠の中です
ので、じゃあ追加変更契約をしましょうという事務をやるわけで、先ほど、参事、それから事務局
長が説明した範疇の中での作業だったと思って決裁をしておりますので、そこは行政の裁量の中の
ことであります。

ただ、重要な変更、これは私は常に事前に議会の皆さんに説明をしていくというスタンスは変え
ておりませんので、勝手に動かしているとかそういうふうに使われてはちょっと、そうではないよ
ということだけは言わせていただきたいと思います。以上です。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第76号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第76号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（樋口春市君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第3回東白川村議会臨時会を閉会します。

午前10時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員